

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)		
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区 (清水)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第 2 回)		

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ほ場整備された平地の農地で構成されている。

現状は個人農家のほか、地区に活動の拠点を置く担い手を中心に 3 者の担い手が営農する地域である。担い手への集積率はおよそ 6 割程度である。隣接地区を含めると大規模な集団農地であるため、複数の担い手が営農している状況であるが、地区の担い手への集約がみられることから、引き続き地区の既存担い手への作業効率の向上を踏まえた集積・集約を調整していく必要がある。

また、個人農家は高齢であり、今後は個人農家の意向を汲みつつ、離農の場合は既存担い手への集積、集約を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻が中心であり、担い手による小麦、大豆、飼料用作物等の土地型利用作物の作付けも行われており、引き続きこれらの作付けを維持していく。

農地については、担い手への集積・集約が進んできているので、引き続きこの状況を維持しながら更なる作業効率の向上のための集約化を進めるために、地域と担い手との体制構築を検討していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③ 農作業の効率化を図れる設備投資について検討していく。